

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業  
(先端技術の効果的な活用に関する実証) 審査基準

1 採択案件の決定方法

提案された企画提案書（事業計画書）について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高い順に採択案件を決定する。

2 審査方法

企画提案書（事業計画書）に基づき、文部科学省に設置された技術審査委員会において書類選考を実施（必要に応じてオンラインによる面接選考を行う。）。なお、決定の際、全体の提案状況に応じて、導入する先端技術のカテゴリー（公募要領2（1）①、②）を考慮する。

3 評価方法

審査に係る評価項目及び評価基準は、次のとおりとし、各審査員が評価した結果の合計の平均を当該提案者の得点とする。

(1) 実施体制・環境に関する評価（20点）

〔評価基準〕

大変優れている＝10点 優れている＝8点、普通＝6点 やや劣っている＝4点、劣っている＝2点

- ① 受託者と実証校、事業者、有識者等の関係者間で目的意識を共有し、連携を取りながら適切に業務を遂行するための人員・組織体制が整えられており、実証期間内に十分な効果を発すると認められるものであること。
- ② ICT機器の利活用や校務の情報化に関する取組など、これまで教育の情報化に積極的に取り組んでおり、本事業の実施に十分な知見を有していること。

(2) 取組に関する評価（60点）

〔評価基準〕

大変優れている＝10点 優れている＝8点、普通＝6点 やや劣っている＝4点、劣っている＝2点

- ③ 先端技術の導入・活用計画が多くの地域において効果が期待できたり、新たな知見の生成や指導方法の提案が期待できたりする等、解決しようとする課題・実証のニーズや価値が高く、妥当性が認められるものであること。
- ④ 導入・活用する先端技術について、取得するデータ・分析手法・活用方法が明確であるなど、先端技術の特性に合わせた実証計画を立て、実証期間内に十分な成果を挙げられると認められるものであること。併せて、他地域において実践可能な汎用性が高いものであること。
- ⑤ 活用するデータの取得方法や取得頻度、タイミングについて、教員や児童生徒の負担軽減の観点を踏まえ、過剰な負担とならないような工夫がなされていること。
- ⑥ 本事業で取り扱うデータについて、個人情報保護やセキュリティ確保に向けたシステム構成や体制が計画されていること。

- ⑦ 本事業の取組による効果をよりの確に示すための指標が立てられているとともに、検証方法が具体的に設定されている等、エビデンスに基づいた分析を行うための提案がなされていること。
- ⑧ 利用者からのフィードバックをもとに先端技術を改良したり好事例を普及させたりするなど、先端技術そのものやその活用方法について、具体的かつ実効性のある改善を図るとともに、事業終了後においても取組を継続し、実証内容の普及を図るための計画が具体的に示されていること。

(3) 取組に関する加点 (15 点)

以下のいずれかに該当し、先進性が高い場合には加点する。

- ⑨ 児童生徒の教育データの連携方法について、マイキープラットフォーム等の活用を検討するなど、先進性が高いと認められるものであること。
- ⑩ データの蓄積・管理・流通方法について、児童生徒へ集約した分散管理と安全な流通方法を検討するなど、先進性が高いと認められるものであること。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 (5 点)

法人格を有する団体においては、以下のいずれかの認定を有している場合に加点する。

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）を受けていること。
  - ・認定段階1（労働時間の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
  - ・認定段階2（労働時間の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
  - ・認定段階3＝5点
  - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点
  
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。
  - ・くるみん認定＝1点
  - ・プラチナくるみん認定＝3点
  
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。
  - ・ユースエール認定＝3点